

～「お客さまにわかりやすく、長期にわたり安心感のある商品」の充実に向けて～
「パイオニアケアプラス」の発売について

明治安田生命保険相互会社（執行役社長 根岸 秋男）は、2015年8月2日から、介護保障を組み込んだ一時払終身保険「パイオニアケアプラス」＜5年ごと利差配当付介護終身年金保障保険＞を発売します。



— PIONEER CARE PLUS —

パイオニアケアプラス

5年ごと利差配当付介護終身年金保障保険

超高齢社会の進展に伴い、公的介護保険制度における要介護認定者数はますます増加傾向にあり、介護に対する不安は高まっていますが、その一方で、民間の介護保険を活用した私的準備は進んでおりません。このような状況をふまえ、“万一”への保障に、いつなるか、いつまで続くかわからない“介護”への保障を組み込むことで、一生涯にわたり2つの安心をお届けする保険「パイオニアケアプラス」を発売します。

万一の場合には、払い込まれた保険料を上回る死亡給付金をお受取りいただけるほか、所定の要介護状態に該当した場合には、その後の状態にかかわらず、継続的にかかる介護費用などに充てるための年金を一生涯にわたってお受取りいただけます。

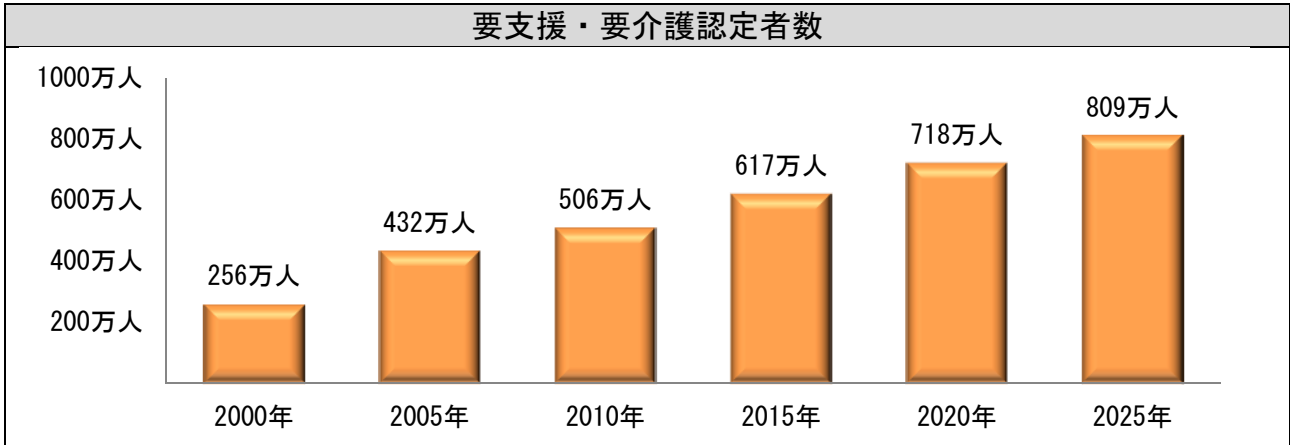
また、急な資金がご入用となった場合には、解約返戻金を活用いただくこともできます。

当社は、今後も「お客さまにわかりやすく、長期にわたり安心感のある商品」のいっそうの充実に取り組んでいきます。

1. 「パイオニアケアプラス」開発の背景

1. 要支援・要介護認定者数の推移

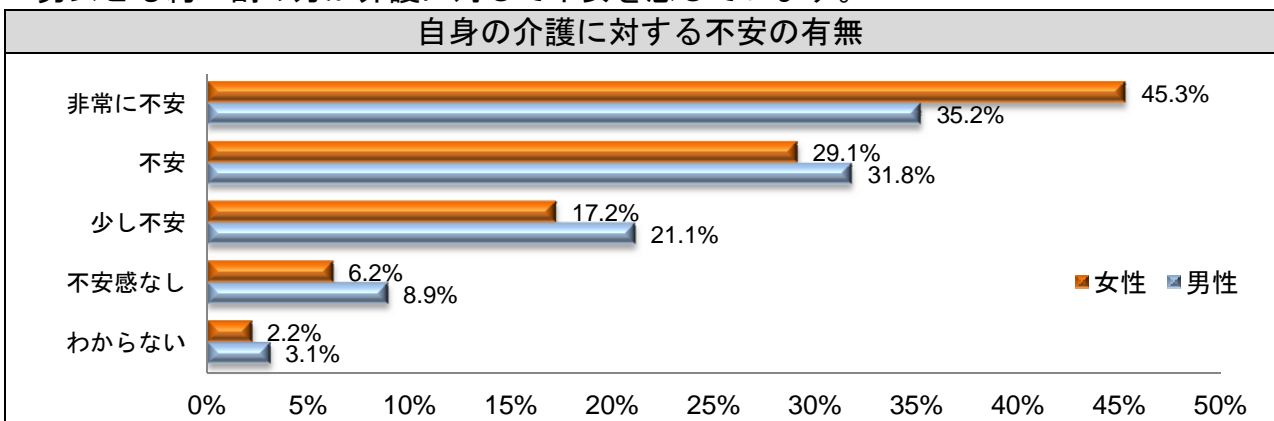
超高齢社会の進展に伴い、要支援・要介護の認定者数は増加傾向にあり、今後も増加していくことが予想されています。



※国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」および厚生労働省「介護給付費実態調査月報（平成22年11月審査分）」をもとに、株式会社 明治安田生活福祉研究所が推計

2. お客様の介護に対する意識

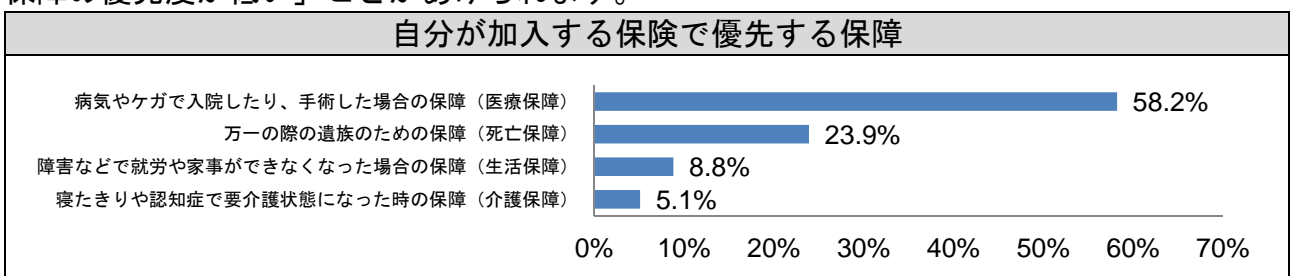
男女とも約9割の方が介護に対して不安を感じています。



※生命保険文化センター 平成25年度「生活保障に関する調査」より当社作成

3. 民間介護保険を活用した私的準備が進んでいない理由

民間の介護保険への加入が進んでいない理由として、「医療保障や死亡保障に比べ、介護保障の優先度が低い」ことがあげられます。



※当社調べ（2014年5月実施。40～60代の生命保険加入者545名を対象にWEB調査）

このような状況をふまえ、万一の保障に介護保障を組み込むことで、私的準備を進めにくい介護保障についても、万一の保障と同時に準備ができる「パイオニアケアプラス」を開発しました。

2. 「パイオニアケアプラス」の特徴・しくみ・保険料、解約返戻率例

1. 特徴

I. 死亡保障が一生続きます^(注1)

万一の場合には、一時払保険料を上回る死亡給付金をお受取りいただけます。

II. 所定の要介護状態に該当した場合には、一生にわたり年金をお受取りいただけます

ご加入後に所定の要介護状態に該当した場合には、その後の状態にかかわらず、継続的にかかる介護費用などに充てるための年金を一生にわたりお受取りいただけます。

また、介護終身年金は公的介護保険制度に連動してお支払いするため、ご請求の際にわかりやすい支払事由となっています。

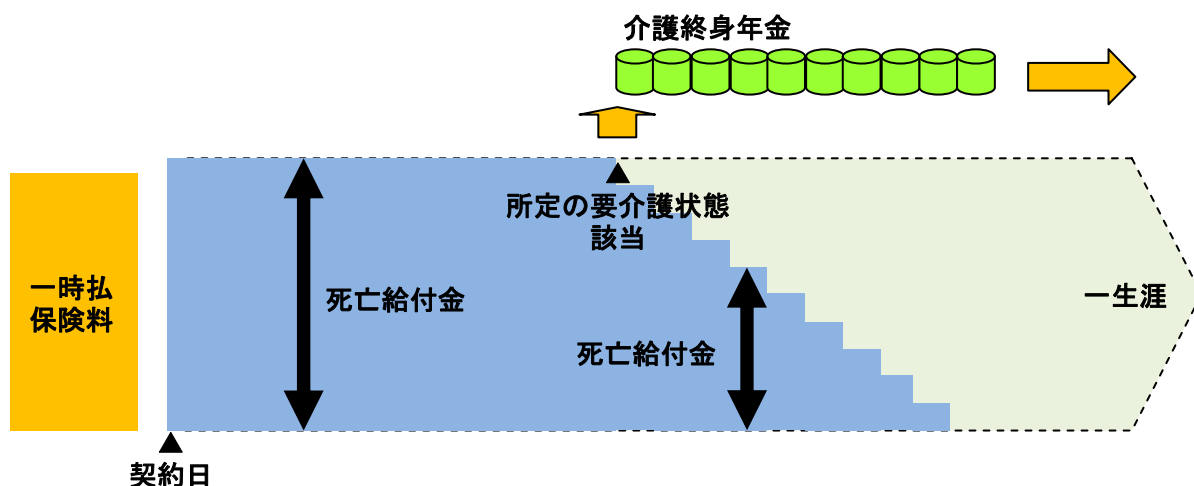
III. 急な資金準備にも対応いただけます

解約返戻金^(注2)を活用することで急な資金準備にも対応いただけます。

(注1) 介護終身年金の年金開始後は、死亡給付金額は減し、第10回の介護終身年金のお支払い以降は、死亡給付金のお支払いはありません

(注2) ご加入後、一定期間が経過していない場合には、払い込まれた保険料を下回る場合があります

2. しくみ



3. 保険料、解約返戻率例^(注3、4)

【保険料例】

契約年齢	介護終身年金年額100万円(死亡給付金額1,000万円)	
	男性	女性
40歳	828.0万円	833.6万円
50歳	877.3万円	884.9万円
60歳	923.2万円	934.5万円

【解約返戻率例(男性の例)】

契約年齢	経過年数			
	5年後	10年後	15年後	20年後
40歳	99.2%	102.2%	105.1%	107.7%
50歳	99.1%	101.7%	103.9%	105.7%
60歳	98.7%	100.5%	102.0%	103.3%

(注3) 2015年8月2日時点の料率を用いて計算

(注4) 保険料は千円未満を切り上げ表示、解約返戻率は小数点第2位を切り捨て表示

3. 保障内容・主な取扱い

1. 保障内容

種類	支払事由	年金額・給付金額
介護終身年金 ^(注5)	1. 第1回の介護終身年金 被保険者が責任開始時以後に発病した疾病または発生した傷害によって、次のいずれかの要介護状態に該当したとき (1) 公的介護保険制度の「要介護3、4または5」と認定され、その効力が生じたとき (2) 寝たきり・認知症による要介護状態が180日以上継続したと医師により診断確定されたとき	介護終身年金年額
	2. 第2回以後の介護終身年金 上記の第1回の介護終身年金が支払われた場合で、被保険者が年金支払日 ^(注6) に生存しているとき	
死亡給付金	被保険者が死亡したとき	別表に定める金額 ^(注7)

(注5) 将来の介護終身年金は一時金でのお受取りも可能です(ただし、一時金のお受取り以降は、死亡給付金はお受取りいただけません)

(注6) 第1回の介護終身年金の支払事由発生日の年単位の応当日

(注7) 死亡給付金額は以下のとおり

年金開始前	介護終身年金年額 × 10
年金開始後	介護終身年金年額 × (10 - 介護終身年金を支払った回数) ^(注8)

(注8) 第10回の介護終身年金のお支払い以降は、死亡給付金のお支払いはありません

2. 主な取扱い

契約年齢範囲	40～80歳(満年齢40歳未満は取り扱いません) ^(注9)
保険料払込方法	一時払のみ
介護終身年金年額の範囲	12万円～1,000万円

(注9) 今後、料率改定により予定利率が低水準となる場合には、契約年齢上限が80歳未満に制限される場合があります

このニュースリリースは保険募集を目的としたものではありません。詳細は、商品発売以降、商品パンフレット等でご確認ください。

以上